

■ 第1回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和2年7月8日（水）午前10時00分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

（事務局）

ただいまから、令和2年度第1回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

私は、進行を務めさせていただきます賃金室の倉茂と申します。よろしく申し上げます。

本年度の審議会は、新型コロナウイルス禍での開催となり、ご入場には、会場入口設置の消毒液をご利用のうえ、マスクをご着用いただき、検温チェック等を実施させていただきました。体調不良の方は、速やかに申し出ていただきたいと思います。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公益代表の鈴木委員が所用のため、欠席しておられますが、全委員の3分の2以上の14名の出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴人がおられることをあわせてご報告いたします。

はじめに、奥村局長からごあいさつを申し上げます。

（労働局長）

新潟労働局長の奥村です。どうぞよろしくお願いいたします。

今年は、新型コロナウイルス感染症により世界中がコロナに揺れているところでございます。私たち一人ひとりも仕事の面や生活の面でかつてないさまざまな制約のもとで活動しているという状況でございます。

前年度最後の新潟地方最低賃金審議会第5回は3月11日に開催いたしました。これを最後に、新潟労働局では、こうやって対面して会議を行うことは、原則としてすべて禁止としておりまして、中止、あるいは書面開催という形で開催してきたところです。本日の最低賃金審議会は、今年度、新潟労働局が開催する最初の対面会議ということになります。3密を避け、感染防止対策を講じながら開催いたします。

新型コロナウイルス感染症による国際的な経済活動の停滞のもと、新潟県の有効求人倍率も4月の1.35倍から5月は1.21倍に0.14ポイント低下しました。1.21倍という数字は、平成24年11月以来の低い水準です。また、7月の日銀新潟支店の金融経済動向においても、新潟県の景気は大変厳しい状況にあると示されております。こうした厳しい雇用状況の中、雇用調整助成金の上限額を1日8,330円から1万5,000円に引き上げるとい

うな拡充が行われました。また、昨日は、新たな休業支援金の制度が厚生労働省において公開されました。休業期間中、休業手当がもらえなかった労働者に対して1日1万1,000円を上限に休業支援金を直接労働者に支給するという制度でございます。これらの雇用調整助成金及び休業支援金の支給業務は、現在、労働局が求められている最重要課題であり、これを迅速に行うことにより、雇用の維持、事業活動の継続というような切迫した状況に対応しているところであります。

最低賃金につきましては、平成29年3月の働き方改革実行計画において、年率3パーセント程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が制限ないことを目指すということとをされております。こうした状況の中、6月26日に中央最低賃金審議会が開催され、我が国における今年度の最低賃金の議論がスタートいたしました。経済の成長と分配という好循環を作っていく中で、賃金は一つの大きなテーマです。経済の好循環をしていくためには賃上げは必要であり、また最低賃金額の担う役割は大きいものがあります。

新型コロナウイルス感染症による雇用経済の厳しい状況の中、どう新潟で働く人々の暮らしを守り、そして向上させていくのかというテーマともつながるご審議をたまわりたいと存じます。私からのあいさつは以上です。

(事務局)

本日は、今年度の最初の会議でございますので、各委員及び事務局職員を紹介させていただきます。お手元にお配りしました資料No.1委員名簿をご覧ください。名簿に沿って公益代表、労働者代表、使用者代表ごとに五十音順でご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員永井委員。

(永井委員)

よろしく申し上げます。

(事務局)

長谷川委員。

(長谷川委員)

お願いいたします。

(事務局)

木南委員。

(木南委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

二岸委員。

(二岸委員)

よろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして、労働者代表委員、梅野委員。

(梅野委員)

梅野でございます。よろしく申し上げます。

(事務局)

大場委員。

(大場委員)

よろしくお願いたします。

(事務局)

桑原委員。

(桑原委員)

よろしくお願いたします。

(事務局)

田辺委員。

(田辺委員)

田辺です。よろしく申し上げます。

(事務局)

羽賀委員。

(羽賀委員)

羽賀です。よろしくお願いたします。

(事務局)

続きまして、使用者代表委員、池田委員。

(池田委員)

よろしくお願いたします。

(事務局)

石坂委員。

(石坂委員)

よろしく申し上げます。

(事務局)

佐藤委員。

(佐藤委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

寺尾委員。

(寺尾委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

名古屋委員。

(名古屋委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。熊谷労働基準部長。

(労働基準部長)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

井上賃金室長。

(室 長)

井上です。よろしくお願ひします。

(事務局)

赤塚指導官。

(指導官)

赤塚です。よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは、昨年、最低賃金法第 24 条第 2 項の規定により、会長には永井委員、会長代理には長谷川委員が選出されておりますので、引き続きお二人にお願ひいたします。

それでは、永井会長、長谷川会長代理よりごあいさつをお願ひします。会長、お願ひいたします。

(会 長)

会長を務めております、永井でございます。今年につきましては、先ほど、局長のごあいさつにもありましたように、新型コロナウイルスの感染状況で非常に特異な年になってお

ります。その関係から、会議の進め方、あるいは会議で審議する内容につきましても、例年とはだいぶ違った形になることも考えられますけれども、その点につきましては、どうぞ皆様方のご協力に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、会長代理、お願いいたします。

(会長代理)

今年度も引き続き、会長代理を務めさせていただくことになりました。

今、永井会長がおっしゃったように、大変難しい経済状況の中、雇用環境の中というところで、どうやって進めていくのか。なかなかこちらも予想しがたいところがあると思っておりますけれども、皆様のご協力をもとに納得のできるものにできればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以後の議事進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、議事に入ります。まず、議題（１）新潟地方最低賃金審議会運営規程等についてですが、事務局より説明をお願いいたします。

(室 長)

それでは、議題（１）について説明させていただきます。内容については大きく２点ございます。１点目は、新潟地方最低賃金審議会運営規程についてでございます。資料２をご覧ください。本規程は、昨年と変わっておりません。委員の方々より特段のご意見がなければ、本年度も本規程に基づき審議を進めさせていただきたいと思っております。

この審議会運営規程の第６条をご覧くださいと思います。審議会の公開・非公開の取り扱いについて規定されております。

審議会は、「原則として公開することとなっております。」ただし、公開することにより「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合」、また「個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合」、また「率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合」等に該当すると考えられるものにつきましては、会長の判断によって非公開とすることができます。

これまでは、第１回の審議会委員の皆様からご意見を頂き、その意見に基づいて方針をあらかじめ決定させていただき、公開・非公開を決めておりました。昨年度までは、本審は「異議申し立てに関する審議」を除き公開として、専門部会につきましては非公開としてきたところです。今年度も昨年同様としてよろしいか、この点についてご検討願いたいと思っ

ております。

2点目となりますが、最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用についてでございます。事前にお配りさせていただいております委員の方もございますが、本日お配りしました、最低賃金の審議会の決定要覧の161ページをご覧ください。ちょうど中段あたりに第6条第5項があります。「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とこのように定められております。新潟労働局も平成27年度から新潟県最低賃金の審議におきましてもこれを適用して、特定（産業別）の最低賃金と同様に専門部会で全会一致の場合に限り、当該条項を適用してきたところがございます。今年度につきましても、昨年度と同様の取り扱いとしてよろしいかご協議をお願いしたいと思っております。なお、全会一致で決議した場合には、本審において専門部会報告という形を取らせていただいて答申するということとなります。また、全会一致に至らない場合においては、本審において決議、多数決等を行うこととなります。

（会 長）

どうもありがとうございました。それでは、まず最初に、この最低賃金審議会の運営規程についてご説明がございましたけれども、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本年もこの規程に基づいて、運営してまいりたいと思います。

続きまして、先ほど、説明の中にもありました、最低賃金審議会令第6条第5項、専門部会のほうで決定したらそれに従うというものですけれども、これにつきまして、今年度も昨年と同様ということによろしいでしょうか。何かご意見があれば伺いたいと思います。では、この点につきましても、昨年と同様ということにさせていただきます。一応、どういう話しかというと、専門部会において、全会一致により決議した場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の議決をもって審議会の決議とする。なお、専門部会において、全会一致に至らない場合においては、本審において審議するという形で行っていきたいと思います。

では、続きまして、議題（2）新潟県最低賃金の改正諮問に移りたいと思います。事務局からお願いいたします。

（室 長）

それでは、局長から新潟県の最低賃金の改正について諮問させていただきます。

（労働局長）

諮問文をお渡しさせていただきます。

（会 長）

受け取りました。

(室 長)

諮問文の写しを配付させていただきます。

(指導官)

皆様のところに写しは行き渡りましたでしょうか。それでは、私のほうで朗読させていただきます。

新労発基 0708 第 2 号

令和 2 年 7 月 8 日

新潟地方最低賃金審議会

会長 永井雅人 殿

新潟労働局長 奥村伸人

新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法、昭和 34 年法律第 137 号第 12 条の規定に基づき、新潟県最低賃金、昭和 55 年、新潟労働基準局最低賃金公示第 3 号の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

以上

(会 長)

ただいま局長から諮問をお受けいたしました。

続いて、配付資料について、事務局より説明をお願いいたします。

(室 長)

それでは、今回の議題（2）の諮問に関しまして、事務局で用意させていただきました資料についてご説明させていただきます。まず、資料 No. 3 「令和 2 年春闘賃上げ状況」ということで、令和 2 年 6 月 24 日現在となりますが、全国と新潟県の賃上げ状況を取りまとめたものでございます。いずれも前年よりマイナスとなっている状況でございます。

次に、資料 No. 4 をご覧ください。新潟県の経済情勢でございます。これは新潟県の経済情勢に関する各調査機関による分析結果の基調判断を取りまとめたものになっております。日銀新潟支店の直近の金融経済動向では、「県内景気は、新型肺炎の拡大の影響により、厳しさを増している。輸出・生産・企業収益は減少、設備投資・住宅投資は横ばい、個人消費

は大幅に減少している」と。新潟財務事務所の4月の経済情勢報告の総括判断でも、「新型コロナの影響で経済活動が抑制され、弱みを含んでいる」としております。

続きまして、資料 No. 5 をご覧ください。先ほど局長も申し上げましたけれども、最近の雇用の失業情勢でございます。これは、当局の資料ですが、5月の有効求人倍率は1.21倍、前月に比べて0.14ポイント低下しております。また、新規の求人倍率は1.91倍で、これは前月に比べて0.20ポイント上昇しました。基調判断は、「県内の雇用情勢は求人が求職を上回って推移しているが、求人の減少幅が拡大、新型コロナが雇用に与える影響に十分注意をする必要がある」としております。

続きまして、資料 No. 9 を見ていただいて、これに関しては、令和元年度の新潟地方最低賃金審議会・専門部会の開催状況の一覧表となっております。

続いて、資料 No. 10 については、令和2年度の答申の日別の最短効力発生予定日の一覧表ということになっております。今年度に関しては、中賃の目安の答申が予定では7月22日（水）の夕方以降になるかと思われまます。これはまだ全然確定はしておりませんが、予定ですとその日ということになっており、事務局としては10月1日の発効とする場合に関して8月5日（水）午前に答申しないと10月1日の発効はできないということで、参考までにつけさせていただきます。

続きまして、資料 No. 12 「新潟県の賃金概況」になっております。これは、賃金構造基本統計調査等からデータを抜粋して作成したもので、4ページから6ページが北陸の4県を対象として作成しております。

資料 No. 13 以降に関しては、申し入れ書、意見書、要請書という形になっております。

資料はほかにもありますが、その資料については、後ほどご覧いただければと思っております。

（会 長）

今ほどの事務局からの資料説明と諮問そのものについて、何かご質問、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。資料につきましては、また少し読み込んでいただいたうえで、ご質問等があれば、出していただければと思っております。今後の審議については、今のところ、例年どおり専門部会を設置して、審議していくということになります。

続いて、議題（3）特定最賃の改正の必要性の有無に係る検討小委員会の設置案についてということですが、当初、議題として考えていたのですけれども、今現在、まだ特定最賃の諮問が出ていない状況で、中身までやることはできませんので、今回のところでは、それについて、もちろん前回の審議会でご意見が出たので、対応は考えなければいけません

ので、小委員会を設置するとしたならば、どういう形で設置するかということについて、事務局から説明していただき、実際に設置の決定につきましては、次回の審議会のときに最賃についての諮問がありましたならば、それに基づいて小委員会を設置し、検討するというところで、今回は小委員会についての説明だけを事務局からしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(室 長)

私のほうで今回、議題としてこれを挙げさせていただいた経緯に関しては、今ほど、会長からも話がありました、昨年度の3月11日の第5回の本審において、次の第1回目ということで、何らかの形でご提示しなければいけないかと私のほうで考えておりましたが、少し勇み足みたいな形で、実際、特賃のほうの申し出がなければ、多分、この議題が載せられないのだなという形で、私のほうではとりあえず、今、会長が言ったように、案というか、報告という形でさせていただきます。私のほうで特賃の結審についてお話をさせていただきます。特定最賃の必要性の審議に係る結審について、若干私のほうでお話ししますが、お手元の要覧の206、207ページをお開きいただけますでしょうか。

そこには、「新しい産業別最低賃金の運用について」ということで、昭和57年1月14日付の中央最低賃金審議会答申として、207ページの下段に、了解事項ということで、最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申し出に基づく最低賃金の決定、改正または廃止の必要性については、労働大臣または都道府県労働局長から意見を求められた場合は、新しい産業別の最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとし、現在までのところ、全会一致以外の運用はされていないと。

結論としては、必要性ありとする場合に関しては、全会一致のということが議決の条件であります。ただ、必要性なしとする場合に関しては、審議が尽くされた段階で必要性ありの結論が得られる見込がない場合、委員長が「全会一致に至らないので必要性ありとすることができない」との結論として、最終的には、「必要性なし」との結審という形になります。本会については、使用者側のサイドから各種商品小売業について必要性の審議をしていただきたいということで、私のほうからは次回7月28日に、今、こんな形でやりますよという形で提案させていただきましたが、実際のところ、出てきた段階で皆様方で検討していただくということになります。また、この小委員会というのは、任意の組織であります。私の考えとしては、あまり細かな規定を設ける予定にはしておりません。ですので、他局だと委員は3名というところがありますが、うちとしては例えば2名というような考えもあります。その辺については、7月28日のときに、また再度、説明したいと考えております。

(会 長)

今日は、小委員会の運営規程案を配らずにしますか。

(室 長)

待ってください、すみません。

段取りが悪くて申し訳なかったですが、一応、このような形で事務局として考えてはおります。ですので、あくまでも案ではございますので、持ち帰っていただいて、検討していただければと思っております。

(会 長)

先ほど、公益委員のほうでいろいろ検討いたしまして、今、配られました資料につきまして、まだ審議会の運営規程の第3条のところで、小委員会と専門部会について、委員を指名してという文言が入っているのですけれども、これはとりあえず削除すると。審議会が委員を指名するということではないので。それ以外は、要は専門部会等の前に「小委員会または」ということをつけたというところがございます。もう一つ、第9条で、この規定に定めるほか小委員会は専門部会で議事運営について必要な事項は、それぞれの長が小委員会または当該専門部会に諮って定めるというようになっております。

それから、もう一つ、小委員会の運営規程についてでございますが、中身はその後、お読みいただきたいと思うのですけれども、その裏側、11条では、小委員会運営規程の案では、11条でこの規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うとなっているのですけれども、実は専門部会の運営については専門部会のほうで決めるよという作りになっております。したがって、これだけ審議会のということもおかしな話しですから、この部分も小委員会の議決に基づいて行うという形を考えております。今、申し上げましたように、まだ固まりきれていない部分はあるのですけれども、おおよそそういった形で小委員会を設けて運営していきたい。小委員会の設置そのものを了承いただくのは次回の審議会ということになります。したがって、これにつきまして、ご意見がございましたら、また出していただきたいのですけれども、今、この段階でこの小委員会のあり方につきまして、何かご質問やご意見があれば、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(桑原委員)

確認です。小委員会を設置するとしたら案ですので、するとしたらということを前提に置いたうえの確認なのですけれども、まず一点は、小委員会の運営規程の8条にある意見聴取をするものとあるというところなのですけれども、必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者に意見聴取するものとあります。これは意見聴取だけなのか、やり取りが可能なのか。一方的に言うだけではなく、やり取りが可能であるとありがたいということが希望なのですけれども、それが一点。

もう一点は、要望になるのですけれども、やはり意見の聴取という部分はあるのですけれども、労働者、使用者という部分で、小委員会の委員が今後どうなるかというところもあるのですけれども、やはり当該労使がしっかり意見を言えるような形での設置をお願いしたいというところが一つ要望です。以上2点です。

(会 長)

ご質問は、第8条の関係者の意見聴取という部分について、一方的に聞くだけなのか、これを想定しているのは、関係者からの質問にこちら委員が答えるということを想定されているのか。ということですか。

(桑原委員)

そうですね。意見聴取というと一方的にという形になるのですが、その実際、委員ではないけれどもオブザーバー的に、議決権はないにしろ、やり取りをすることが可能なのかどうかということです。

(会 長)

その点についての確認。

(室 長)

それに関しては、関係労使の参加による審議の中に具体的には次のような方法が考えられるということをオブザーバー参加ということが認められております。この8条の意見聴取については、中小企業を含めた関係労使の代表する委員、またそれに準ずる者としてオブザーバー参加を認め委員と同様に意見を述べるができる。ただ、議決には参加ができないという形になっております。ですので、参加する労使の人数または選出方法、任命権等、審議会で決定しているところではあります。そこは事務局としてはあまり何名とか、そこをがちがちするところはあまり考えていないので、柔軟に考えていただきたいと思っております。

(会 長)

そうすると今の回答は、まずオブザーバーとして参加していただければ、審議といいますか、やり取りに加わることはできますよ。そのオブザーバーがどのくらいの人数かということは、少なくとも運営規程で定めるものではないので、どのくらいというところはやはり小委員会のところで、といっても無制限にはなかなかいかないと思いますので、そこで検討して決めていくということによろしいでしょうか。

(室 長)

はい。

それでよろしいですか。

(桑原委員)

はい。

(会 長)

それでは、もう一点のところですけども、今度は委員のほうの話ですね。

(桑原委員)

委員または今、オブザーバーの方がやり取りができるということであれば、そちらを含めて。

(会 長)

この委員は、先ほど言いましたように、もともとは審議会の委員を指名してとなっていたのですけれども、それは削除してしまったのですけれども、具体的に委員の任命については、どのようにお考えでしょうか。

(室 長)

事務局として、一応、手続き上、小委員会の委員も会長が指名するという形になっています。基本は、私が確認した局に関しては、本審の委員以外には選任はされていないと。ただ、できないということではないのですけれども、準じて労働局長が委嘱することができるという形になっているのですが、今ほど、桑原さんが言ったように、オブザーバー的なもので意見を発することができるのであれば、そこまでいいのかなと、これは私の意見なのですけれども、いかがでしょうか。

(木南委員)

今の話を整理しますと、小委員会はいくまで小委員会。審議会の中の委員会ですから、基本的に委員しかねないということですよ。今、ここにいる常設された委員の方以外を入れる場合は、審議会法で臨時委員の制度がありますので、そういう人を臨時委員に任命したうえで小委員会のほうに加わっていただくという、そういう縦組みになるわけですか。

(室 長)

そこまでは準じてはいないです。あくまで発言者という形で。

(木南委員)

ですから、関係人から意見を聞くという意味で、それをオブザーバーというのかどうかは別にして、ある程度、一定程度、議論に参加してもらうにしても、最終的な正式な委員にはなかなかここで言う審議会委員以外は難しいということですね。

(室 長)

はい。

(木南委員)

最終的には、結局、小委員会をどう進めていくのかについては、その小委員会の中で決めるということが、今のところの縦組みになっていますので、本審として、ある程度、意見を柔軟に聞こうというようなことをここで方向性を示すということはいいと思うのですが、具体的な運営については、小委員会に基本的にはゆだねて、そこでの議決に基づいて運営していくということになると思いますので、ただ、委員、外部というか、この本審以外の人を委員に任命することができるのかどうか。できるとしたら、どういう制度が考えられるのかということは、次回までにもう少し検討されたうえで報告してもらって、やはり労働者委員としては、外部の人を直接委員に入れたほうがなおさらいいという。そういうことですか。

(桑原委員)

という気持ちはあるのですが、ただ、今ほど言ったように、意見を言う機会があって、やり取りができるのであれば、その目的というのはそこで達せられるので、この委員の中でもやれるのかなと。

(会 長)

この点について、使用者側から何かございますでしょうか。

(佐藤委員)

私は、オブザーバー参加について、特に人数についても今のところ決められていないということなのであれば、あえて委員としてご参加いただくことまでは必要ないのではないかと考えています。もちろん、委員として参加していただいてもかまわないのですが、手続き上、いろいろ難しそうな感じがあるので、私としてはどちらでもいいというのが結論です。

(会 長)

小委員会は、議決を行うものではないわけですね。ですから、あくまでもさまざまな意見をまとめたうえで審議会のほうに報告していただくというものですから、そういうことを考えて、なおかつオブザーバーというものも、小委員会の定めるもとにおいて、オブザーバーからいろいろなご意見を伺う、あるいはそこでやり取りを行うということが認められているならば、正規の委員そのものは、やはり審議会の委員という枠にしておいて、それ以外の人についてはオブザーバーという形で小委員会が認めたらば、出席を認めるというあたりにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、そんな立て付けで。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、正案につきましては、次回の審議会で審議するというので、そういった小委員会を設ける方向で事務局にさらに運

営規程等の構成について検討しておいていただきたいと思います。議題の（３）に上がっていた件につきましては、そのような形で進めさせていただきます。

続きまして、事務局から実地視察等についての説明ということでよろしいでしょうか。お願いいたします。

（室 長）

私のほうから２点、お話しさせていただきます。まず１点目は、実地視察の必要性についてでございます。新潟では、本審において、毎年、取り扱いを協議していただいております。従来、それぞれの団体等を代表する方々が委員として出ておられるということから、実地視察の必要性はないとのことできております。本年度についても、ご協議をしていただき、お願いしたいと思っております。

次に、２点目については、関係労使の意見聴取の必要性についてでございます。最低賃金の決定要覧の 146 ページをご覧ください。下のほうになりますが、最低賃金法第 25 条第 5 項をご覧くださいと思います。この 5 項では「最低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合において、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されております。

この厚生労働省令は、165 ページの最低賃金法施行規則の第 11 条第 1 項、第 2 項に記載されております。本日付で必要な公示を行うほか、当局としてはホームページでも掲載して広く意見を求めることとしております。今年度は、現在まで意見陳述の申し出はありませんが、今後、公示等により意見陳述の要望等があった場合に関しては対応していきたいと考えております。それは、事務局案として考えて、これまでと同様に意見書を提出していただいて、その意見書の中で直接、審議会の意見陳述を行いたいという要望のあった方を対象としよろしいのではないかという形で考えております。

（会 長）

それでは、まず 1 点目の実地視察についてでございますが、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、実地視察については、今年も行わないという形で進めていきたいと思っております。

では、続いて、二つ目の最低賃金法第 25 条第 5 項での関係労使の意見聴取についてでございますが、今ほど、事務局から説明がございましたが、何かご意見ございますでしょうか。これについても、例年と同様、公示をして希望者が出てきたならば、それに対応するということですね。そういう形で行っていききたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、こちらのほうで用意しておりました審議事項、説明事項は以上でございます。何

か特にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議を終了いたします。最後に議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

それでは、議事の5、今後の審議日程について事務局より説明します。

委員の皆様には、日程調整にご協力いただきまして、ありがとうございました。皆様から事前に報告いただいた予定をもとに、今後の本審の日程を調整させていただきました。

本日、机上配付をさせていただいた日程(案)をご覧ください。事務局案としましては、第2回本審を7月28日午前9時半から、第3回本審を8月5日の午前10時から、いずれもこの会議室で。第4回本審を8月21日午前10時から、この庁舎9階の運輸局第一会議室で予定したいと考えております。よろしくお願いいたします。

後ほど、本審の日程についてご協議をお願いいたします。なお、専門部会の日程については、本日、労使委員の推薦公示を行いまして、2週間を経過した7月22日を推薦締切日としています。正式な日程調整は、委員が確定してからということになります。本日、確定していただく本審の日程を前提として調整していくこととなります。

また、今後の予定を簡単に説明したいと思います。最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日举行することといたします。2週間を経過した7月22日を締切日とします。

また、最低賃金法第25条第2項により、新潟県最低賃金専門部会を設置することになります。専門部会は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を先ほども説明いたしましたが、本日、行うことといたします。その後、専門部会を3回程度開催し、金額審議をしていただき、全会一致の結審になれば、審議会令第6条第5項を適用して、改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行うこととなります。その後、改正内容の公示を15日間行い、その間に異議申し立てがあれば、異議審を行い、局長から異議申し出の諮問を行い、異議についての審議のうえ、局長あて答申を行います。異議がなければ、異議審は開催しません。以上です。

それでは、今後の審議会日程について、ご意見はございませんでしょうか。特にご意見がなければ、日程案どおりに進めさせていただきたいと思っております。

次回第2回本審を7月28日（火）午前9時半から本日と同じ会場での開催を予定しております。

以上をもちまして、第1回新潟地方最低賃金審議会を閉会します。

お疲れさまでした。